

<p>提案の概要</p>	<p>消費者庁(消費者委員会を含む)の全部移転</p>		
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>1. 設立の経緯と組織の概要                  消費者庁は、政府全体の消費者行政の「司令塔」として、平成21年9月1日に設立。消費者行政は各省庁横断的な行政分野であり、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい事務とされている。                  消費者庁は、内閣府の外局ではあるが、消費者担当大臣(法律により配置)・副大臣・政務官の下、官房機能を有し、いわば一つの「省」と同じ位置付けの組織(毎週開催される次官連絡会議においても、消費者庁長官は各府省の事務次官、警察庁長官、金融庁長官等と並んで構成員。)</p> <p>2. 任務・所掌事務                  消費者庁の任務:消費者基本法における消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた政策を推進する(消費者庁及び消費者委員会設置法第3条)。                  消費者庁の所掌事務:消費者の利益の擁護及び推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること等(同法第4条)                  平成27年9月に成立した国家行政組織法等の改正により、現在内閣府が行っている内閣府設置法第4条第1項第17号に規定される消費者問題及び同項第16号に規定される食品安全に関する事項の総合調整事務が、消費者庁に移管されることとされた(平成28年4月施行予定)。これにより、消費者庁の司令塔としての機能が一層強化されることとなる。</p>		
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>	<p>各府省の見解に対する回答</p>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p><b>【機関の特性】</b>                  ○消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を本務とし、                  ・事故情報の一元的収集・分析・原因究明、発信                  ・地方消費者行政の充実支援・環境整備                  ・消費者の自立・被害者の救済などを重点課題として位置づけ、各種施策を展開している。                  ○国民生活センターについては、国民生活の安定及び向上に寄与するため、                  ・国民生活に関する情報の提供・調査研究                  ・重要消費者紛争についての解決の手続きなどを実施している。                  ○いずれの機関についても、「東京圏でなければ任務が果たせないということはない」と考えている。</p> <p><b>【東京圏外でも支障のない理由】</b>                  ○徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、これを活用することにより、距離的障壁を克服することが可能となる。                  ○これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。                  ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。                  ◎以上から、短期的、中長期的にも消費者庁・国民生活センターは、「地方移転(本県)後も、十分に機能を発揮し、国民の期待に応えることができる。」と考えている。</p> <p>○東京から離れる場合、消費者庁の機能をどのように維持するか。以下の点について留意が必要。                  (1)緊急時対応や各府省庁に対する司令塔機能の発揮                  消費者安全の重大事故発生時に緊急対策本部(内閣府特命担当大臣(消費者)が本部長となり、本部長が必要と認める関係大臣等を本部員とする)を速やかに開催し、関係省庁と連携して事態に対処するほか、日常的に官邸と密接に連絡をとり、各府省庁を調整して政府全体の消費者政策の司令塔機能を果たしている。                  また、防災や鳥インフル対策の政府の緊急会議がある場合は、参集しなければならない。                  ※司令塔機能の例                  ・政府全体の消費者行政の5か年の指針である消費者基本計画の決定やそのフォローアップ                  ・ホテル・レストランが提供する料理等のメニュー表示に関して、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていた偽装表示の問題に対し、官房長官の下で「食品表示等問題関係府省庁等会議」を開催し、食品表示等適正化対策を策定。                  ・東日本大震災発生時に物価担当官会議(消費者庁長官主宰)を開催し、生活関連物資確保のために連携。</p> <p>(2)国会対応                  通常国会、臨時国会とともに、衆議院・参議院の両院に消費者問題に関する特別委員会が設置されることが通例であり、消費者庁提出法案の質疑(平均毎年1本提出)や、一般質疑が行われる。                  また、各党に消費者問題に関する専門の調査会等が置かれており、日常的に消費者庁は出席を求められ、対応している。さらには、頻繁に議員説明等を行っている。</p> <p>(3)法制度の企画立案機能                  消費者庁は幅広い分野を対象とした消費者法の企画立案に取り組んでいる。消費者問題は、毎年変遷していくため、今後とも毎年のように、法律も制定・改正していく必要がある。                  ※消費者庁設置後これまでの6年の間に食品表示法、消費者裁判手続特例法の新規制定や、消費者安全法、特定商取引法、景品表示法などを法律改正。                  立法に向けては、個別の業や物資を所管する省庁(経産省、厚労省、農水省、国交省、文科省、総務省、金融庁等)との日常的な調整をはじめ、消費者団体・経済団体との日常的な調整・連携やヒアリングの実施が必要であり、さらに、内閣法制局による条文審査や政務三役・国会議員への御説明、政党内での審査、国会審議を多数回行う必要がある。                  また、立法に当たり、内閣府消費者委員会に諮問し、調査審議等が行うことが多く、消費者委員会との緊密な連携が必要。これらの機関などは東京圏に集中している。</p> <p>○緊急時の対応・国会対応や他省庁の対面業務・消費者団体等の連携について                  政府関係機関誘致(消費者等)に障害となっている距離的障害について具体的な対策が必要であり、このためには、既成概念を打破したなかで、事務執行の効率性を重視したIT社会の構築を推進し、消費者庁の移転及び地方創生の実現を図る必要がある。                  ●特に誘致に関して障害となっている距離的障害については、IT社会の構築による最新のテレビ会議システムの導入により、克服を図る。                  ●テレビ会議システムについては、国会、各省庁等にも設置が必要である。コスト等も考慮したうえで、各省庁にテレビ会議システム等を備えた専用オフィスの設置などで対応が可能とも考えられるところである。                  また、IT基本法に基づくIT社会の推進は、地方創生に関しての政府の課題でもあり、今後とも課題を抽出したなかで、その対応策を具体的に検討を行い、推進を図る必要がある。                  ●国会対応は、サテライトオフィス(東京分室)を最大限活用するとともに、その調整や議員説明等には、テレビ会議が有効である。                  また、通常国会や特別委に対しては、これらを有効適切に活用するなど、今後、ともに最適な方法を見いだして参りたい。                  ●法制度の企画立案機能の減退を防止するためには、各省庁とのパイプ役として機能させるサテライトオフィス(東京分室)を最大限活用するとともに、各省庁に設置するテレビ会議システム等高度情報ネットワークを構築したなかで、これらを有効に機能させる。                  ●消費者委員会への対応については、消費者行政の推進に支障を生じさせないよう同委員会も合わせて招致したい。                  同委員会のスペースも確保されている。</p>		

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
		<p>(4)政府の重要施策の企画・立案・推進への参画 内閣官房や内閣府等で進める政府の重要施策について、消費者庁は、消費者政策を担う立場から局長級会議等に参画し、政府の重要施策を企画立案・推進する役割を担っているところ。こうした会議等は緊急に開催されることも多い。</p> <p>※参加している会議の例 ・地方創生、女性活躍促進、サイバーセキュリティ対策や小型無人飛行機(ドローン)、ロボット革命の実現をはじめとする多くの重要政策の関係省庁会議にメンバーとして出席。 ・自然災害や鳥インフルエンザ等の緊急会議にも出席。</p> <p>(5)消費者団体・経済団体等との連携機能、情報発信 消費者庁は消費者団体との連携を通じて消費者の声を政策に反映させるとともに、経済団体との連携を通じて事業者の声にも傾聴する必要がある。このため、多くの民間団体との定期的な意見交換会や、団体主催行事への日常的な参加のみならず、日常的にさまざまなレベルで意見交換を行っている。全国規模の消費者団体や経済団体は東京に本部を置いている。 また、消費者庁は消費者に対する情報発信のため、長官の定例記者会見や記者クラブへの情報提供、取材への対応等によりマスコミを通じた発信を行っている。</p> <p>&lt;その他&gt; (1)法執行機能 「消費者・生活者が主役となる社会の実現」に向けて、悪質事業者等の市場からの排除を図るため、消費者庁は、消費者取引や商品・サービスの表示の適正化など消費者利益の擁護のための規制法を厳正に執行している。報告徴収や立入検査を実施し、法的措置・処分や行政指導を行うに当たり、対象となる企業は東京に本社を置くものが多い。 また景品表示法については、全国規模のみならず関東甲信越地方の案件も消費者庁が調査した上、執行することとされている(他の地方の案件は、公正取引委員会の地方事務所が調査を担当することが多い)。</p> <p>(2)高度情報通信ネットワークの活用という点に関しては、コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に消費者庁だけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。 ネットワークは機密情報の管理を最大限確保したものとする必要がある。また、システムトラブル、ネットワーク障害、停電等についても十分な対策を講じる必要がある。なお、セキュリティ対策に完璧はないところ、機密性の高い内容を扱う場合はネットワークの活用では対応できない。</p> <p>(3)関西・四国圏の人材を活用するという点に関しては、多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、他省庁からの出向者や照会専門員等の非常勤職員の確保が困難となり、また関西・四国圏内で徳島まで移動するとしても、交通費や移動時間が長くなることによる能率の低下といった各種コスト増は免れない点に留意が必要。</p>	<p>●政府重要施策への局長級会議等への参画についても、テレビ会議による参画が可能である。但し、機密性の高い会議も想定され、これら会議については、専用回線化等によるセキュリティの確保が想定される。 また、定例の局長級会議等へは、航空機利用による参加も可能であり、本県からは、国が主催する各種会議に日帰りでも出席している。(1日11便運行)</p> <p>●消費者団体・経済団体等との連携については、今後とも重要であり、サテライトオフィス(東京分室)を最大限活用するとともに、サテライトオフィスに設置したテレビ会議システムを有効に機能させるなど、対応を図る。 加えて、長官の定例記者会見、記者クラブへの情報提供等についても、同様の対応とともに、本県からの直接発信(情報提供)も可能である。 また、将来的には、消費者団体等の地方移転も考えられるところであり、更に地方創生に拍車がかかることとなる。</p> <p>●法執行機能については、現在、関西圏等の執行を公正取引委員会の地方事務所が執行しており、同様の執行方法を応用すれば対応可能である。但し、東京を中心に案件が多いのも事実であり、その体制については、検討を要すると認識している。</p> <p>●高度情報ネットワークの構築に関しての国会、関係省庁等の理解については、IT基本法に基づくIT社会の構築及び地方創生について政府、各省庁等の共通の課題であり、目的達成のため、関係省庁等の協力については不可欠なところであり、これらについて、ともに検討を行って参りたい。</p> <p>●これまで、多くの有識者を首都圏で人材活用されてきたところであるが、消費者庁の誘致が実現すれば、首都圏以外の人材の発掘・活用が進み、これまで以上に地方の意見も反映した消費者行政の推進が期待出来ると考えている。 また、東京圏や関西圏との移動等一定のコスト増はやむを得ないところであるが、これらもICTを有効活用し、加えて本来東京圏で執務する予定であった庁舎を有効活用するなど、コスト軽減策は十分ある。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p><b>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】</b> (業務の効率的な運営) ○高度情報通信ネットワークの活用 ・中央及び地方との情報受発信能力の向上にさせることによって効率的な業務執行が可能となる。 ○全国モデルの各種施策との連携 ・徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となる。 《徳島県施策例》 ・「消費者大学校・大学院」を設置し、消費者リーダー1726人を輩出 ・地域を見守る「くらしのサポーター」372人＋14団体を認定 ・消費生活コーディネーター制度創設 ・消費者教育実践校の指定 ・「鳴門わかめ認証制度」の創設 ・「食品表示の適正化等に関する条例」の制定 ・食品Gメン70名による監視指導体制 ・食品表示ウォッチャー80名の指名 など</p> <p>(政策企画立案執行における高い効果) ○先駆的な施策推進を図るための実証フィールドの確保 ・国と地方が密接に連携した消費者施策の展開による日本型消費者市民社会の形成や地方消費者行政の充実支援、環境整備が可能となる。 《展開施策例》 ・日本型エンカナル消費の定着 ・ライフステージに即した体系的な消費者教育の強化 ・高齢者等見守りモデルの構築 ・食品表示適正化対策の強化 など</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用 ・事故情報の一元的収集や分析・原因究明、発信が可能となる。 ○中央省庁のあり方のモデル ・消費者庁と地方とのネットワーク構築により、今後の中央省庁のあり方や中央省庁の地方移転のモデルとなりうる。</p> <p><b>【行政運営の効率の確保】</b> (民間や自治体等の関係) ○高度情報通信ネットワークの活用により、中央との距離的障害の克服は可能であり、民間や自治体等の関係に対して障害はなく、既に本県の多くのサテライトオフィスでは、日常的に本社とのやりとりをテレビ会議等で行っており、大きな支障はない。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、連携は可能である。 ○消費者行政・食の安全遠心に関する施策は、自治体の実施主体となることが多い。徳島県への移転により、国と地方との密接な連携が一層促進されるため、これまで以上に良好な関係を構築可能。 ○徳島県への移転により、国民(消費者)との距離は近くなるため、民間との関係を構築しやすい。</p> <p>(府省庁間の連携) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークの活用により府省庁間の連携は可能であり、既に徳島県では広くテレビ会議を実施しており、危機事象対応でも南部・西部の県民局と災害対策本部会議を実施しており大きな支障はない。 (国会等への対応) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークを有効利用したサテライトオフィス(国会対策担当職員を配置する東京分室)の設置などにより、国会等への対応に支障をきたすことはない。</p>	<p>○高度情報通信ネットワークの活用による効率化という点に関しては、、コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に消費者庁だけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。</p> <p>○徳島県の施策が全国モデルであるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなど徳島県の状況は、全国の消費者行政の在り方を検討する上での参考事例になりうる一方で、情報化・グローバル化など、人口の多い都市部において顕著な諸問題への対応といった今後の消費者行政の重要課題に応える施策の参考事例は少ない。</p> <p>○徳島県と消費者庁の「連携」の内容が不明確である。また、徳島県だけと消費者庁が連携協力することは他の都道府県の理解を得られない。徳島県と消費者庁の「連携」のために、県の施策に消費者庁が具体的にどのよう参画することを提案しているのかも不明。</p> <p>○国と地方が密接に連携した消費者施策の展開という点については、高度情報通信ネットワークの活用が実現できるならば、消費者庁が東京に所在したままでも可能ではないのか。物理的に近くに所在することで、どのように連携を深めることを提案しているのか不明。</p> <p>○コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)と消費者庁のやりとりは、本社とサテライトオフィスのやりとりとは質的に異なる。司令塔機能の発揮のためには、例えば各府省庁の現行制度の問題を改善するため制度改革を求めると、相手方がやりとりをすること自体に積極的でない案件に関しても粘り強く働きかける必要があるなか、対面せずに行うには、行政における業務の進め方を大胆に変更することが必要。</p> <p>○関西・四国圏の人材を活用するという点に関しては、多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、他省庁からの出向者や照会専門員等の非常勤職員の確保が困難となり、また関西・四国圏内で徳島まで移動するとしても、交通費や移動時間が長くなることによる能率の低下といった各種コスト増は免れない点に留意が必要。</p> <p>○徳島への移転により消費者庁が物理的に近くに所在することと、国と地方の連携が一層促進されることとの関係が不明。</p> <p>○徳島への移転により、どのようにして「消費者との距離が近くなる」「民間との関係を構築しやすくなる」のかが不明。</p> <p>○府省庁間の連携のためのテレビ会議システム等の活用については、今後、各府省庁にテレビ会議システムを整備する必要があるなど、政府全体として活用する環境が整備されていないという点に留意が必要。</p> <p>○東京分室の設置については、予算・定員などのコスト増をまねくという点に留意が必要。</p>	<p>●高度情報ネットワークの構築に関しての国会、関係省庁等の理解については、IT基本法に基づくIT社会の構築及び地方創生について政府、各省庁等の共通の課題であり、目的達成のため、意思疎通を図る手段となるネットワークの利用に関しての相互協力は不可欠であり、理解を求める必要がある。 しかし、対面説明に代わるICTやテレビ会議システムを活用した新しいワークスタイルの導入により、相手方の日程調整や移動等の業務負担を軽減出来ると考えている。 また、セキュリティ確保には、原則暗号化により対応し、より機密性の高いものに関しては、IP-VPNなどのように専用回線を活用するなど、技術的に解決出来ると考えており、今後、具体的に検討させていただきたい。</p> <p>●関西広域連合参加の府県・政令市をフィールドとすることで、人口が多い都市部が抱える諸課題への対応が可能である。</p> <p>●先駆的な施策推進を行っている本県に消費者庁が移転することによって、実証フィールドの確保がなされ、この実証結果については、全国の自治体に波及することが可能となることである。 また、本県のみならず、関西広域連合や近畿ブロック知事会や四国知事会を構成する府県・政令市との連携強化を目指しており、その結節点として、徳島県が役割を担うべく誘致を行っているところである。</p> <p>●地方創生及び政府関係機関誘致を実現するために障害となっている距離的障害を克服するため、情報ネットワークを構築し、効率的な業務執行を考えるものである。 また、連携については、本県を実証フィールドとして活用、検証を行うことにより、ネットワークによる国と地方連携の強化が図られるものと考えている。 IT基本法では、高度情報通信ネットワークの活用は、活力ある地域社会の実現や住民福祉の向上に寄与するとされており、地方移転により、地方に居ながら「しごと」、「ひと」の好循環する社会の実現を相互協力により取り組んで参りたい。</p> <p>●対面せず司令塔機能の発揮や困難な案件に対する処理を行うには、当然大胆な発想転換とともに、意思疎通を図る手段となる高度情報ネットワークの構築はもとより、相互協力は不可欠である。 また、各府省庁に対して、相互理解が不能でやむを得ない交渉がある場合は、直接交渉も視野に入れるなど業務の進め方を改善することで対応可能である。</p> <p>●これまで、首都圏で人材活用されてきたところであるが、消費者庁の誘致が実現すれば、首都圏以外の人材の発掘・活用が進み、これまで以上に地方の意見も反映した消費者行政の推進が期待出来ると考えている。</p> <p>●距離的障害がある地方では、交通費等コスト増となる反面、本来東京圏で執務する予定であった庁舎を有効活用するなど、コスト軽減策は十分にある。</p> <p>●本県への移転は、高度情報ネットワークの構築が必須であり、この結果、消費者や国との連携が一層促進されるとともに、消費者との距離や民間との関係を構築しやすくなる。</p> <p>●地方創生の観点から政府関係機関の移転について議論をしているなか、地方への移転に関して、距離的障害が問題化されており、これらを解決するためには、政府全体での環境整備は必要であり、整備に関しても国において局や部単位での専用オフィス設置など、解決できる方法はある。</p> <p>●消費者庁が本県に移転した場合には、東日本及び東京圏に対応する事務所は、必須であり、一定のコスト増は、考慮すべき問題である。 しかしながら、情報ネットワーク構築による効率的な事務執行など細かなコスト削減策により、対応可能と判断する。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
地域への波及効果・なぜその地域か	<p><b>【地域への波及効果】</b>  ○最新の特殊詐欺等、消費者被害の知識を享受することにより、全国の一歩先の被害者を出さない未然防止体制の構築が可能となる。  ○本県及び関西・四国の消費者相談力の飛躍的な充実が図られる。  ○消費者庁と連動した施策の展開により、食の信頼性確保による「安全安心とくしまブランド」の確立が図られる。  ○消費者庁・国民生活センターの誘致を起爆剤として、企業誘致の増加等、本県の発展に寄与する。  ○消費者庁・国民生活センター誘致により、職員及び家族の定住による本県活性化と本県への就職希望者の増加並びに若者の定着促進に寄与する。</p> <p><b>【なぜ徳島か】</b>  ○徳島県は、消費行政の全国モデルとなる各種施策を展開するとともに、国への政策提言を通じて、消費者庁の設置(H21.9.1)や食品表示法の制定(H27.4.1施行)をはじめとした国の施策展開に貢献している。  ○徳島県が実施している全国モデルの施策展開との連携が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。  ○徳島県は、全国知事会における消費者行政の施策提案・要望においても中心的役割を担っている。  ○政府関係機関の地方移転の提案に関しては、消費者庁・国民生活センターの誘致を全国知事会で早々と表明し、消費者行政は徳島県との関連が深いと理解が得られたため、全国で唯一の提案県となっており、全国的にも消費者庁・国民生活センターの誘致先は徳島県と認知されている。  ○消費者行政は、国民に身近なものであるため、国民から距離の近い場所(地方)に設置し、現場のニーズを把握しながら、政策立案を行うことが、より望ましいと考えることから、その中でも移転先としては、消費者行政の先駆的な取り組みを行っている徳島県が最適である。  ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境であり、徳島はもとより、関西の弁護士等の人材の活用、消費生活相談員の地域雇用が可能となるなど、西日本での新たな人材の活躍、消費者行政の充実が期待できる。  ○誘致先として、現在執務室で使用している県庁上層階2フロアを提案し、執務環境やセキュリティ安全面に配慮するなど県を挙げての支援体制を構築している。  ○先駆的な施策展開を図った結果、県民意識が高く、「消費生活コーディネーター」など優れた人材が多い。  ○関西圏、関東圏との高速交通網を有するなど移動にも優れた立地環境である。  ○全国屈指のブロードバンド環境により、高度の情報受発信能力を有している。  ○安価な家賃や土地などの住環境の他、自然環境、育児環境にも恵まれており、優れた住生活環境の下で、職員のワークライフバランスの改善も期待され、消費者行政の業務執行に効果がある。</p>	<p>○徳島県及び関西・四国において消費者被害の知識や相談力の飛躍的な充実が図られるという点については、消費者庁が移転しなくても教育研修等により達成しうるのではないかと見られる。</p> <p>○消費者庁等の移転が地域の雇用増や人口増にどう結びつくのか不明確。</p> <p>○職員のワークライフバランス改善のためには、転勤・移住に対する本人・家族の意向も考慮すべき要素である。</p>	<p>●消費者被害の知識や相談力の充実にについては、従前の消費者庁等による教育研修により一定の達成はなしうるが、消費者庁が移転となった場合には、消費者意識の飛躍的な向上とともに、消費者庁相談機能の移転に伴い、関西圏の各自治体の業務に加え、たなかで消費者相談力の充実が期待される。</p> <p>●消費者庁等移転が実現すれば、民間本社機能移転や分社化、またサテライトオフィスの設置など企業誘致の起爆剤となるとともに、これら企業による雇用並びに人口増が期待される。  また、消費者庁の移転により、職員312名に加えその家族が居住することになり、直接の人口増とともに、非常勤職員の雇用など地域の活性化につながる。</p> <p>●地方移転にあたっては、徳島県からも職員方々へ居住・教育等の環境について、説明会・意見交換の場を設け、ワークライフバランスの改善に努めて参りたい。</p>
条件整備	<p><b>【施設確保・組織運営の工夫】</b>  ○「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能で、「徳島阿波おどり空港」からも至近距離にある「徳島市・鳴門市」とする。  ○「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。  ○部屋の再配置やレイアウト変更等を含め、移転に必要な整備についても全面的にバックアップする。</p> <p>《消費者庁》  ○徳島県庁9階10階を誘致先としているが、当該フロアは現在も県庁執務室として利用しており、直ちに移転可能である。  ○移転に伴う体制整備のために必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。</p> <p>《国民生活センター》  ○鳴門合同庁舎を誘致先としており、現在使用している単独庁舎を活用していただけることになる。  ○移転に伴い必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。</p> <p><b>【組織・費用の最適化への工夫】</b>  ・ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p> <p><b>【職員の生活環境・住環境】</b>  ○徳島県は、徳島県に赴任する職員の快適な居住環境確保に協力するため、国と連携しながら、県を挙げての支援体制を確保する。  ○地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。</p>	<p>○消費者庁が地方へ移転する場合は、大きなコスト増となる。</p>	<p>●距離的障害がある地方では、交通費等コスト増となる反面、本来東京圏で執務する予定であった庁舎を有効活用するなど、コスト軽減策は十分ある。  また、一定のコスト増に対しては、移転に伴い、地方創生に明らかに効果があるところであり、総合的に判断すべき問題であるが、移転により生じる初期投資等のコストについては、徳島県が支援し、加えて、移転に係るコスト軽減についての最善策をともに、検討して参りたい。</p>

検討・評価 のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
その他特 記事項			●移転する場合に必要な条件整備について、具体的な課題を出していただき、相互がタイムリーに協議を進めることで、移転に必要な対策を講じて参りたい。

提案の概要	センターの全部移転		
検討対象機関の概要	<p>業務の概要:</p> <p>(1)消費者行政における中核的な実施機関として、①消費生活相談、②相談情報の収集・分析・提供、③商品テスト、④広報・普及啓発、⑤教育研修・資格制度、⑥裁判外紛争解決手続を実施 ※東京事務所では①、②、④、⑤(教育研修については企画立案)、⑥を実施</p> <p>(2)各業務を相互補完・一体性をもって実施することにより、国民生活センターが担う ①行政機関及び事業者団体等への要望・情報提供、②全国の消費生活センター等への支援(地方支援)、③消費者への注意喚起の3つの機能を発揮している</p> <p>(3)職員:常勤職員91名、非常勤職員119名(平成27年7月1日現在)</p>		
検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
その機関の性格上、東京圏になければならないか	<p>【機関の特性】</p> <p>○消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を本務とし、 ・事故情報の一元的収集、分析・原因究明、発信 ・地方消費者行政の充実支援・環境整備 ・消費者の自立・被害者の救済などを重点課題として位置づけ、各種施策を展開している。</p> <p>○国民生活センターについては、国民生活の安定及び向上に寄与するため、 ・国民生活に関する情報の提供・調査研究 ・重要消費者紛争についての解決の手続き などを実施している。 ○いずれの機関についても、「東京圏でなければ任務が果たせないということはない」と考えている。</p> <p>【東京圏外でも支障のない理由】</p> <p>○徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、これを活用することにより、距離的障壁を克服することが可能となる。</p> <p>○これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。</p> <p>○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材があり、東京圏との連携は可能である。</p> <p>◎以上から、短期的、中長期的にも消費者庁・国民生活センターは、「地方移転(本県)後も、十分に機能を発揮し、国民の期待に応えることができる。」と考えている。</p>	<p>(0)内の数値は、特段の記載がない場合は平成26年度実績値</p> <p>○定型的な報告・連絡はテレビ会議で対応可能と考えるが、行政機関・事業者団体に要望する場合の意見調整、消費者紛争における事業者との交渉など、利害関係が対立する外部との調整は直接対面で行う必要がある。 また、報道機関には詳細な質疑対応が必要であり、直接対面で行う必要がある。</p> <p>○以下のような課題に適切に対策を講じる必要がある。</p> <p>(1)消費者庁、消費者委員会をはじめとする行政機関との日常的な連携をどのように維持・向上するか ・消費者庁との実務レベルの会議・打合せにおいて、情報共有や対応方針の検討を実施(197回) ・消費者庁、消費者委員会、関係省庁の審議会等への委員派遣(94回)とともに、関係省庁への法改正等の要望に際して意見交換・調整等の打合せを対面で行って実施 ・その他、消費者庁と密接に連携して危機対応にあたっている(例:東日本大震災、アクリフーズ、平成26年8月豪雨、鳥インフルエンザなど) ※各行政機関の所在地は東京都 ※審議会等には出席する必要があり、また、各省庁との検討・調整は直接対面が必要</p> <p>(2)事業者団体の全国組織や全国的な事業者のアクセスをどのように確保するか ・相談処理では、消費者からの苦情の処理のため、必要に応じて消費者と事業者の間に立ちあわせを行っており、事業者との対面での交渉を日常的に実施(202回) ・ADR(155件)では、事業者に対して手続への出席を要請 ・事業者団体等との意見交換会の実施(27回)のほか、事業者団体等への改善要望に際して意見交換・調整等の打合せを対面で行って実施 ※事業者団体の全国組織や全国的な事業者の多くは東京圏に所在 ※事業者との交渉や事業者団体との調整は直接対面が必要 (消費者紛争は消費者・事業者の主張が対立しているため、相談処理やADRでは、契約書等の書類の確認、契約状況等の事実確認、争点の整理などを行い、消費者・事業者双方の合意点を見出し出している) ※相談処理・ADRともに事業者の協力は任意であり、事業者からのアクセスに配慮が必要</p> <p>(3)報道機関からのアクセスをどのように確保するか ・消費者への注意喚起資料の公表(73件)に際し、記者説明会を開催(21回)するほか、日常的に対面取材に対応(95回) (記者説明会ではテレビ局による撮影があるほか、商品テストに使用した実物などを撮影用に用意) ※全国的な報道機関は東京圏に集中 ※消費者被害は全国的に発生。高額な財産被害や生命身体への危害など緊急案件も発生。また被害の約35%は70歳以上である。このような観点から、マスメディアを通じて全国の消費者に向けて、迅速に注意喚起することが必要。</p>	<p>● 国民生活センターの地方移転の対象は、東京事務所が対象である。このため、東京・相模原事務所をサテライトオフィスとして活用することにより、首都圏に位置する関係省庁や事業者団体、事業者等との対面調整が可能と考えている。</p> <p>● <b>消費者委員会</b> 消費者行政の推進に支障を生じないように、同委員会も誘致したい。 なお、消費者庁の誘致に合わせて県庁本庁舎に同委員会の執務スペースを確保している。</p> <p>● 報道機関への対応については、徳島県記者クラブに、全国的な報道機関である大手テレビ局系列の関西キー局も参加しており、支障はないものと考えている。(県庁3階に記者会見室を活用いただきたい。)</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
		<p>(参考) 審議会等への出席、行政機関や事業者団体等との意見調整には、通常2～3名で対応。 国民生活センターは小規模な組織(東京事務所91名)であり、徳島・東京間の移動による業務への影響(職員の実労働時間のロスを含む)が大きく、どのように対応するのか。また、費用が恒常的に増加することについても対応が必要である。 ※東京事務所(品川)一露が関 319円・片道30分(往復1時間) 徳島(鳴門)一露が関 26,000円程度・片道約3時間(往復約6時間)</p>	
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p><b>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】</b> (業務の効率的な運営) ○高度情報通信ネットワークの活用 ・中央及び地方との情報発信能力の向上にさせることにより効率的な業務執行が可能となる。 ○全国モデルの各種施策との連携 ・徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となる。 《徳島県施策例》 ・「消費者大学校・大学院」を設置し、消費者リーダー1726人を輩出 ・地域を見守る「くらしのサポーター」372人＋14団体を認定 ・消費生活コーディネーター制度創設 ・消費者教育実践校の指定 ・「鳴門わかめ認証制度」の創設 ・「食品表示の適正化等に関する条例」の制定 ・食品Gメン70名による監視指導体制 ・食品表示ウォッチャー80名の指名 など</p> <p>(政策企画立案執行における高い効果) ○先駆的な施策推進を図るための実証フィールドの確保 ・国と地方が密接に連携した消費者施策の展開による日本型消費者市民社会の形成や地方消費者行政の充実支援、環境整備が可能となる。 《展開施策例》 ・日本型エンカル消費の定着 ・ライフステージに即した体系的な消費者教育の強化 ・高齢者等見守りモデルの構築 ・食品表示適正化対策の強化 など</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用 ・事故情報の一元的収集や分析・原因究明、発信が可能となる。 ○中央省庁のあり方のモデル ・消費者庁と地方とのネットワーク構築により、今後の中央省庁のあり方や中央省庁の地方移転のモデルとなりうる。</p> <p><b>【行政運営の効率の確保】</b> (民間や自治体等の関係) ○高度情報通信ネットワークの活用により、中央との距離的障害の克服が可能であり、民間や自治体等の関係に対して障害はなく、既に本県の多くのサテライトオフィスでは、日常的に本社とのやりとりをテレビ会議等で行っており、大きな支障はない。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には、大学や弁護士等多くの人材がおり、連携は可能である。 ○消費者行政・食の安全安心に関する施策は、自治体が実施主体となることが多い。徳島県への移転により、国と地方との密接な連携が一層促進されるため、これまで以上に良好な関係を構築可能。 ○徳島県への移転により、国民(消費者)との距離は近くなるため、民間との関係を構築しやすい。</p> <p>(府省庁間の連携) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークの活用により府省庁間の連携は可能であり、既に徳島県では広くテレビ会議を実施しており、危機事象対応でも南部・西部の県民局と災害対策本部会議を実施しており大きな支障はない。</p>	<p>○左記の提案には国民生活センターが担っていない業務が含まれるが、国民生活センターの業務・機能に照らしてどのような成果の確保・向上に繋がるか。</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用による効率化という点に関しては、コミュニケーションの相手方(各府省庁、事業者・事業者団体、消費者団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に国民生活センターだけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。</p> <p>○徳島県の施策が全国モデルであるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなど徳島県の状況は、全国の消費者行政の在り方を検討する上での参考事例になりうる一方で、情報化・グローバル化など、人口の多い都市部において顕著な諸問題への対応といった今後の消費者行政の重要課題に応える施策の参考事例は少ない。</p> <p>○徳島県と国民生活センターの「連携」の具体的な内容が不明確である。また、徳島県だけと国民生活センターが連携協力することは他の都道府県の理解を得られないのではないかと。</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用が実現できるならば、国民生活センターが東京に所在したままでも可能ではないのか。物理的に近くに所在することで、どのように連携を深めることを提案しているのか不明。</p> <p>○以下のような課題に適切に対策を講じる必要がある。</p> <p>○国民生活センターではADR委員をはじめとする専門家のほか、経験豊富なベテランの相談員を多数確保しているが、機能の維持・充実のためには、こうした人材の確保は引き続き必要である。また、徳島県に移転した際の人材確保のコストにどのように対応するか。</p> <p>(1) ADR委員をはじめ弁護士や学者等の消費者問題の専門家をどのように確保するか ・年間延べ約400名のADR委員がADR手続を実施 ・相談処理における情報収集(702回)、研修の企画立案や専門誌の編集をはじめ各業務において専門家を活用 ※専門家の多くは東京圏に在住 ※関西圏にも専門家は多いが、関西圏・徳島のアクセス(例えば大阪から徳島までは往復約5時間・6,000円程度)を考慮すると、時間・費用の恒常的な増加や、専門家の確保にどのように対応するのか</p>	<p>● 国民生活センターの相談、広報・普及啓発分野で、センターが保有する消費生活相談のノウハウと本県が実施する地域の見守る「くらしのサポーター」や「消費生活コーディネーター」制度を融合させ、これらの人材に日頃から地域で平易な消費相談・注意喚起を進めてもらう。この仕組みを全国展開することにより、相談業務量の削減が期待出来ると考えている。また、教育研修・資格制度の分野において、本県が参加する関西広域連合において、消費生活相談員研修に取り組んでおり、圏域内の相談員の更なる育成やスキルアップが期待出来る。</p> <p>● 高度情報ネットワークの構築に関しての国会、関係省庁等の理解については、IT基本法に基づくIT社会の構築及び地方創生について政府、各府省庁等の共通の課題であり目的達成のため、意思疎通を図る手段となるネットワークの利用に際しての相互協力は不可欠であり、理解を求める必要がある。 しかし、対面相談に代わるICTやテレビ会議システムを活用した新しいワークスタイルの導入により、相手方の日程調整や移動等の業務負担を軽減出来ると考えている。 また、セキュリティ確保には、原則暗号化により対応し、より機密性の高いものに関しては、IP-VPNなどにより専用回線を活用するなど、技術的に解決出来ると考えており、今後、具体的に検討させていただきたい。</p> <p>● 関西広域連合参加の府県・政令市をフィードバックとすることで、人口が多い都市部が抱える諸課題への対応が可能である。</p> <p>● 本県のみならず、関西広域連合や近畿ブロック知事会や四国知事会を構成する府県・政令市との連携強化を目指しており、その結節点として、徳島県が役割を担うべく誘致を行っているところである。</p> <p>● 地方創生及び政府関係機関誘致を実現するために障害となっている距離的障害を克服するため、情報ネットワークを構築し、効率的な業務執行を考えるものである。 また、連携については、本県を実証フィールドとして活用、検証を行うことにより、ネットワークによる国と地方連携の強化が図られるものと考えている。 IT基本法では、高度情報通信ネットワークの活用は、活力ある地域社会の実現や住民福祉の向上に寄与するとされており、地方移転により、地方に居ながら「しごと」、「ひと」の好循環する社会の実現を相互協力により取り組んで参りたい。</p> <p>● ADR委員の確保については、これまで、首都圏で人材活用されてきたところであるが、消費者庁の誘致が実現すれば、首都圏以外の人材の発掘・活用が可能と考えており、人材確保に協力して参りたい。 また、時間・費用の増加については、テレビ会議システム等を活用したワークスタイルの導入により、負担軽減が出来るよう、民間企業のサテライトオフィスの取組みを参考に検討して参りたい。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
	<p>道府県の説明</p> <p>(国会等への対応)  ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークを有効利用したサテライトオフィス(国会対策担当職員を配置する東京分室)の設置などにより、国会等への対応に支障をきたすことはない。</p>	<p>各府省の見解</p> <p>(2)消費生活相談員資格保有者をどのように確保・育成するか  ・相談業務をはじめ研修や裁判外紛争解決手続などの各業務において、非常勤の経験豊富なベテランの消費生活相談員資格保有者を多数雇用(平成27年10月1日現在 104名)  ・特に相談業務においては、各地の消費生活センターの消費生活相談員から、解決困難な事案についての相談を受ける経由相談を実施</p> <p>(参考)  相談員の育成・実力向上には多数の相談処理経験を積む必要がある。  相談員の育成方法やコスト、育成期間については配慮が必要。  ※国民生活センター相談員1人あたりの年間受付相談件数は約450件で、東京・神奈川と同じく全国最高レベル。徳島県は約120件  ※国民生活センターでの経験年数は10年以上15%、5年以上50%、5年未満35%  ※国民生活センター相談員のうち約6割が、採用前に東京・神奈川などで5年以上経験を積んでいる  ※東京圏在住の「消費生活専門相談員資格」保有者は約1,500名。徳島県在住の同資格保有者は35名</p> <p>○コミュニケーションの相手方(各府省庁、事業者・事業者団体、消費者団体等)と国民生活センターのやりとりは、本社とサテライトオフィスのやりとりとは質的に異なる。製品事故や悪質商法等消費者被害に基づく商品や法制度等の改善要望など、相手方がやりとりをすること自体に積極的でない案件に関しても粘り強く働きかける必要があるなか、対面せずに行うことには限界がある。</p> <p>○徳島への移転により国民生活センターが物理的に近くに所在すること、国と地方の連携が一層促進されることの関係が不明。</p> <p>○徳島への移転により、どのようにして「消費者との距離が近くなる」「民間との関係を構築しやすくなる」のかが不明。</p> <p>○府省庁等関係機関と国民生活センターとの連携のためのテレビ会議システム等の活用については、今後、関係機関にテレビ会議システムを整備する必要があるなど、全体として活用する環境が整備されていないという点に留意が必要。</p> <p>○国会等にどのように対応するか。  ・「消費者問題に関する特別委員会」をはじめとした国会や議員への対応を消費者庁と連携して実施</p>	<p>各府省の見解に対する回答</p> <p>● 消費生活相談員の確保については資格保有者の育成やスキルアップを図る事業を創設し、人材確保に取り組む考えである。</p> <p>● 本県に進出しているサテライトオフィスの中には、本社とのやりとりだけでなく、顧客との商品サービスの受発注や打合わせ等に活用しており、対面に代わるインターネットを介した、顔が見える公共サービスにも応用できると考えている。</p> <p>● 地方では、認知症等高齢者が狙われる消費者被害が深刻化している。加えて高齢化は地方ほど進行しており、被害に遭わない相談、広報・普及啓発の強化が喫緊の課題である。  徳島県は高齢化率全国第6位、かつ全国よりも6年程度早く高齢化が進んでいる。現在、認知症等高齢者の消費生活を見守る取組みを進めているが、国民生活センターが移転してくることにより、地方に密着した高齢者の被害対策が強化出来ると考えている。  また、西日本は東日本よりも相談件数の発生度が高い現状にある。徳島に移転することにより、西日本の消費被害対策の強化も進むなど、国と地方が連携した消費者行政が進められると考えている。</p> <p>(参考)H24・人口1千人当たりの相談業務・受付件数  ・全国平均 7.48件/千人 ・徳島県 6.19件/千人  ・全国平均を上回る都道府県数 ①西日本(近畿地方以西)15府県 ②東日本(中部地方以东)9県</p> <p>(注)「地方消費者行政の現況(消費者庁)」の都道府県別受付件数を人口で割り算して算出</p> <p>● テレビ会議システム等の活用による連携を構築するため、低コストかつ取扱いが容易なシステムの導入等について、徳島県の民間企業の実績を参考にしながら、方策を提案して参りたい。</p> <p>● 国会対応については、ICTやサテライトオフィス(東京・相模原)の活用により対応が出来ないか、共に検討して参りたい。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
地域への波及効果、なぜその地域か	<p><b>【地域への波及効果】</b>  ○最新の特殊詐欺等、消費者被害の知識を享受することにより、全国の一歩先の被害者を出さない未然防止体制の構築が可能となる。  ○本県及び関西・四国の消費者相談力の飛躍的な充実が図られる。  ○消費者庁と連動した施策の展開により、食の信頼性確保による「安全安心とくまブランド」の確立が図られる。  ○消費者庁・国民生活センターの誘致を起爆剤として、企業誘致の増加等、本県の発展に寄与する。  ○消費者庁・国民生活センター誘致により、職員及び家族の定住による本県活性化と本県への就職希望者の増加並びに若者の定着促進に寄与する。</p> <p><b>【なぜ徳島か】</b>  ○徳島県は、消費行政の全国モデルとなる各種施策を展開するとともに、国への政策提言を通じて、消費者庁の設置（H21.9.1）や食品表示法の制定（H27.4.1施行）をはじめとした国の施策展開に貢献している。  ○徳島県が実施している全国モデルの施策展開との連携が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。  ○徳島県は、全国知事会における消費行政の施策提案・要望においても中心的役割を担っている。  ○政府関係機関の地方移転の提案に関しては、消費者庁・国民生活センターの誘致を全国知事会で早々と表明し、消費行政は徳島県との関連が深いと理解が得られたため、全国で唯一の提案県となっており、全国的にも消費者庁・国民生活センターの誘致先は徳島県と認められている。  ○消費行政は、国民に身近なものであるため、国民から距離の近い場所（地方）に設置し、現場のニーズを把握しながら、政策立案を行うことが、より望ましいと考えられることから、その中でも移転先としては、消費行政の先駆的な取り組みを行っている徳島県が最適である。  ○平成24年度の消費生活にかかると人口1千人あたりの相談センター受付件数を見ると全国平均7.95人となっている。都道府県別に平均を上回っているのは、滋賀県から西日本にかけて15府県、岐阜県から東日本にかけては8県と比べ、西日本で頻度が高い。西日本における消費行政のテコ入れが必要であり、その拠点としても、徳島県が最もふさわしいと考える。  ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境であり、徳島はもとより、関西の弁護士等の人材の活用、消費生活相談員の地域雇用が可能となるなど、西日本で新たな人材の活躍、消費行政の充実が期待できる。  ○誘致先として、現在単独庁舎で使用中である鳴門合同庁舎の全敷地を提案するなど県を挙げての支援体制が構築されている。  ○先駆的な施策展開を図った結果、県民意識が高く、「消費生活コーディネーター」など優れた人材が多い。  ○関西圏、関東圏との高速交通網を有するなど移動にも優れた立地環境である。  ○全国屈指のフロードバンド環境により、高度の情報発信能力を有している。  ○安価な家賃や土地などの住環境の他、自然環境、育児環境にも恵まれており、優れた住生活環境の下で、職員のワークライフバランスの改善も期待され、消費行政の業務執行に効果がある。</p>	<p>○国民生活センターの移転は、徳島県などの未然防止体制の構築、消費者相談力の飛躍的な充実、企業誘致の増加等のように繋がるのか。  ○国民生活センターが移転しなくても、徳島県が想定している波及効果は生じうるのではないかと。</p> <p>○国民生活センターの移転が地域の雇用増や人口増にどう結びつのか不明確。</p> <p>○国民生活センター職員は採用時に東京・相模原事務所以外の転勤を条件としていないので、職員の生活設計が大幅に変更されることとなる。職員のワークライフバランス改善のためには、転勤・移住に対する本人・家族の意向も考慮すべき要素である。</p>	<p>● 国民生活センターの消費生活相談員として県民が雇用されるよう、消費生活相談員の資格保有者確保の研修制度等に取り組むことにより、消費者問題の解決に必要な知識やノウハウが蓄積され、相談力の向上、被害を未然防止する体制の強化が期待出来るものと考えている。  また、高度情報通信ネットワークの活用により、現在31社のサテライトオフィスが本県に進出している。これに国民生活センターや消費者庁が加わり、府省としての新たな働き方の実現していただくことで、この取り組み事例を大都市圏の企業にも紹介し、新たなワークスタイル型の企業誘致にも繋げたいと考えている。</p> <p>● 移転に伴い、人の交流人口の増加、消費生活相談員の地域採用などにより、経済の好循環、雇用の場の確保が期待出来ると考えている。</p> <p>● 地方移転にあたっては、徳島県からも職員方々へ居住・教育等の環境について、説明会・意見交換の場を設け、ワークライフバランスの改善に努めて参りたい。</p>
条件整備	<p><b>【施設確保・組織運営の工夫】</b>  ○「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能で、「徳島阿波おどり空港」からも至近距離にある「徳島市・鳴門市」とする。  ○「執務環境」については、リノベーション（付加価値型改修）により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。  ○部屋の再配置やレイアウト変更等を含め、移転に必要な整備についても全面的にバックアップする。</p> <p>《消費者庁》  ○徳島県庁9階10階を誘致先としているが、当該フロアは現在も県庁執務室として利用しており、直ちに移転可能である。  ○移転に伴う体制整備のために必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。</p> <p>《国民生活センター》  ○鳴門合同庁舎を誘致先としており、現在使用している単独庁舎を活用していただけることになる。  ○移転に伴い必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。</p> <p><b>【組織・費用の最適化への工夫】</b>  -ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p> <p><b>【職員の生活環境・住環境】</b>  ○徳島県は、徳島県に赴任する職員の快適な居住環境確保に協力するため、県と連携しながら、県を挙げての支援体制を確保する。  ○地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。</p>	<p>○国民生活センターが地方へ移転する場合は、大きな時間的・金銭的コスト増になる。</p>	<p>● 移転により生じる初期投資等のコストについては、徳島県が支援して参りたい。また、移転後に係る移動時間・金銭コストの増加が最小限となるよう、テレビ会議システムの導入や関係者のシステム利用の普及など、最善策を検討して参りたい。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解	各府省の見解に対する回答
その他特記事項			● 移転する場合に必要となる条件整備について、具体的な課題を出していただき、相互がタイムリーに協議を進めることで、移転に必要な対策を講じて参りたい。

「提案道府県説明依頼事項」に対する回答

平成27年12月1日

徳 島 県

---

**問** 「全国の中で、なぜ徳島なのか、特に東京以外の他地域と比較して、そこに移転するメリットは何か」「移転により、具体的に何がよくなるのか」の説明。

---

(回答)

●【まち・ひと・しごと創生総合戦略で地方移転を位置づけ】

- 政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の実現を目指すこととしており、その具体的な施策の一つに、「政府関係機関の地方への移転を推進する」と基本方針に位置づけている。

■なぜ徳島なのか

●【徳島県でのサテライトオフィス設置の実績】

- 徳島県では、航空や鉄道など人の移動を伴わない、高速の情報伝達手段として、全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した、「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」により、首都圏等に本社を置く31企業が徳島県にサテライトオフィスを設置しており、地方に居ながら情報インフラを活用して、本社(首都圏)と同等のビジネスが進められている。
- 徳島に本社を移転し、首都圏にサテライトオフィスを置く新たなワークスタイルモデルも誕生している。

●【消費者行政の全国モデルとなる各種施策の展開】

- 本県では、消費者行政の全国モデルとなる各種施策を展開し、高い消費者意識が醸成されている。
- 特筆すべき事例として、本県は全国第6位の高齢化率、かつ全国平均よりも、約6年程度早く高齢化が進行するなか、高齢者を中心に被害が増加している悪質商法や特殊詐欺等の被害防止や県民の利益を擁護するため、
  - ・「消費者大学校・大学院」等での消費者教育による消費者リーダー(1,847人)を育成
  - ・「くらしのサポーター(377人+14団体)」や「消費生活コーディネーター(25人)」による地域での相談・啓発活動

- ・ 全市町村に設置された各地の消費者協会や防犯協会等と連携した地域の見守り活動を展開
  - ・ 消費者力を高める消費者問題県民大会や消費者のつどい、最新の消費者問題を学ぶため、全国から有識者を招いた研修会等の開催
- などに取り組み、消費生活相談、特殊詐欺の認知件数とも、常に全国平均を下回る。

※平成26年度の状況 人口1千人当たり

- ・ 消費生活相談受付件数：全国平均8.22件に対し、徳島県7.52件
- ・ あっせん件数：全国平均0.68件に対し、徳島県0.58件
- ・ 特殊詐欺認知件数：全国平均0.11件に対し、徳島県0.07件

注) 徳島県は、消費者教育・啓発等を推進することで、被害の未然防止を図るとともに、相談件数の減少、関連してあっせん件数の減少を目指している。

- 消費生活に必要な知識を習得し、日常生活の中で適切な消費行動に結びつけるための、就学前から高齢者に至るライフステージ別消費者教育や県下の幼・小・中・高校「消費者教育・研究実践校」によるモデル実践活動、倫理的消費の研究実践など、若者が創る「消費者市民社会の実現」も目指している。
- 本県からの国への政策提言を通じて、
  - ・ 消費者庁の設置(H21.9.1設置)
  - ・ 食品表示法の制定(H27.4.1施行)など、国の施策展開にも大きく貢献してきたところである。
- 消費者庁の設置より1年早く、JAS法をはじめ、消費者行政関係法令・事務を所管する部局を機構改革で一元化させ、ワンストップサービスの消費者行政を推進しており、各都道府県の消費者行政の中でも、先進県であると自負しているところ。
- 【他の都道府県の受け止め】
  - 政府関係機関の地方移転の募集に先立ち、全国知事会や定例記者会見などの場で、消費者庁・国民生活センターの誘致を表明したが、他の都道府県からの異論はなく、また、消費者庁・国民生活センターの移転の提案は本県のみが行っており、本県への移転は適当であると認められたと受け止めている。

## ■移転のメリット

### ●【「最先端の実証フィールド」で「国民目線に立った政策企画」が可能】

- 本県を「最先端の実証フィールド」として活用することにより、食品等の安全安心、消費者の権利擁護はもとより、自立した消費者像を形成する消費者教育等の施策展開が期待できるものとする。
- 消費者との距離が近くなることにより、「国民目線に立った政策企画」が可能となる。

### ●【西日本へのメリットの波及】

- 平成21年度から平成26年度における、全国の消費生活に関する相談受付件数を見ると、人口1千人当たり相談受付件数が全国平均を上回っている地域は、東日本よりも西日本に偏重している。（別図を参照）
- 徳島県への移転により、西日本でも消費者の被害対策や未然防止の取り組みの強化が進むなど、国と地方が連携した消費者行政が一層強化されるものと考えている。

※H26年度の状況 人口1千人当たり

・消費生活相談受付件数

：全国平均8.22件を超える都道府県数

東日本5県 西日本15府県

注）東日本は愛知・岐阜・福井以東の23都道県。

西日本は近畿地方以西の24府県。

### ●【徳島県のメリット】

- 高度な消費者問題の解決に必要な知識やノウハウの蓄積、最新の消費者問題への対応力が強化されるとともに、適格消費者団体の設置検討も進むと考えている。
- 民間企業の進出が一層加速され、地方での定住やビジネス等の交流人口の増加、まちづくりへの参加・協力などの一層の進展につながるものと考えている。

- 首都圏をはじめとする外部から人材や企業等が流入することで、人口減少の歯止めがかけられるとともに、地方に新しい発想や活動の原動力が生まれ、ICT技術を活用した雇用の拡大や地域資源を活かした魅力発信が進み、活力のある地域社会に若返るものと期待している。

- 
- 問** 消費者庁、国民生活センターの機能の維持・向上のために、市町村、民間と連携してどのような貢献をするか、受入体制の整備をどうするか。  
特に、国民生活センターについて、相談業務などに係る人材の確保は可能か（その具体的根拠）。
- 

（回答）

### ■受け入れ体制の整備

- 【移転に係る経費の負担】
  - 移転に係る関連経費については、全て「徳島県側で負担する」覚悟である。
  
- 【移転先施設】
  - 移転先施設については、消費者問題に関する個人情報や機密性の高い情報を取り扱う消費者庁や国民生活センターにおいては、特に「情報セキュリティの確保」に十分に配慮する必要があることから、「消費者庁には県本庁舎の上層階」を、「国民生活センターには鳴門合同庁舎」を選定している。
  
  - 消費者委員会との連携が低下しないように、県本庁舎に「消費者委員会の執務スペースも確保」しており、併せて誘致したい。
  
- 【国民生活センターが実施する研修の場の確保】
  - 国民生活センターが実施している全国の消費生活相談員を対象とした研修等への対応については、「県有の教育・研修施設等を活用」して参りたい。
  
- 【市町村・民間との連携】
  - 市町村や民間との連携については、消費者庁の誘致先である徳島市、国民生活センターの誘致先である鳴門市を中心に、「地域を挙げて移転を応援」していただけることとなっている。
  
- 【職員の住居】
  - 政府機関の移転に伴う職員の住居については、「民間住宅の借り上げ」により対応するため、「県宅建業協会」に協力を取り付けている。

●【保育園・幼稚園・学校】

- 職員の家族、中でも保育園・幼稚園や学校への転入学等については、「市町村及び教育委員会と連携して協力」して参りたい。

●【職員のワークライフバランス】

- 生活や教育環境などの変化により、生活設計に不安を感じられる職員の方々に対しては、本県が説明会・意見交換会の場を設け、支障が最小限となるよう、「ワークライフバランスの確保にも配慮」して参りたい。

●【その他、必要な条件整備】

- その他、必要となる条件整備については、具体的な条件をご提示いただければ、相互にタイムリーに協議を進め、解決に向け、対策を講じて参りたい。

## ■人材の確保

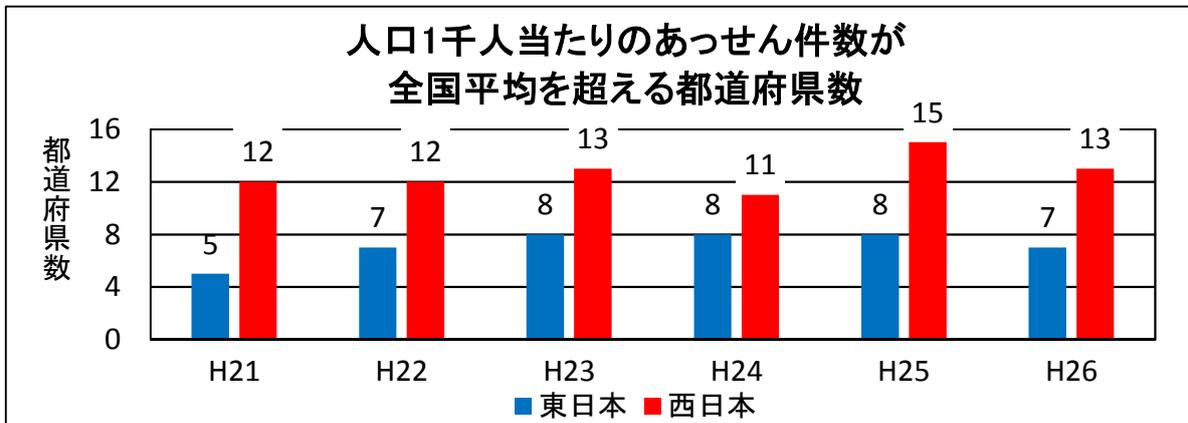
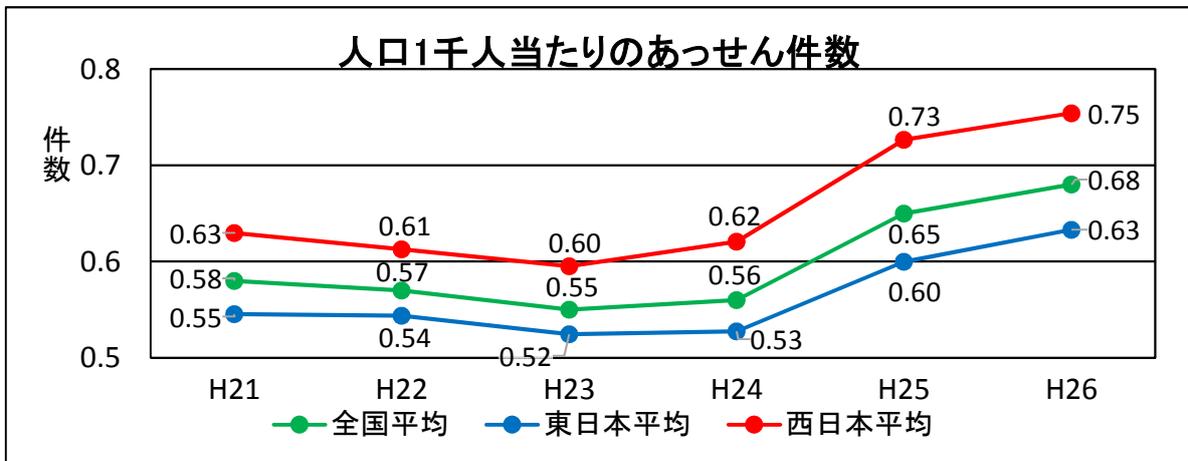
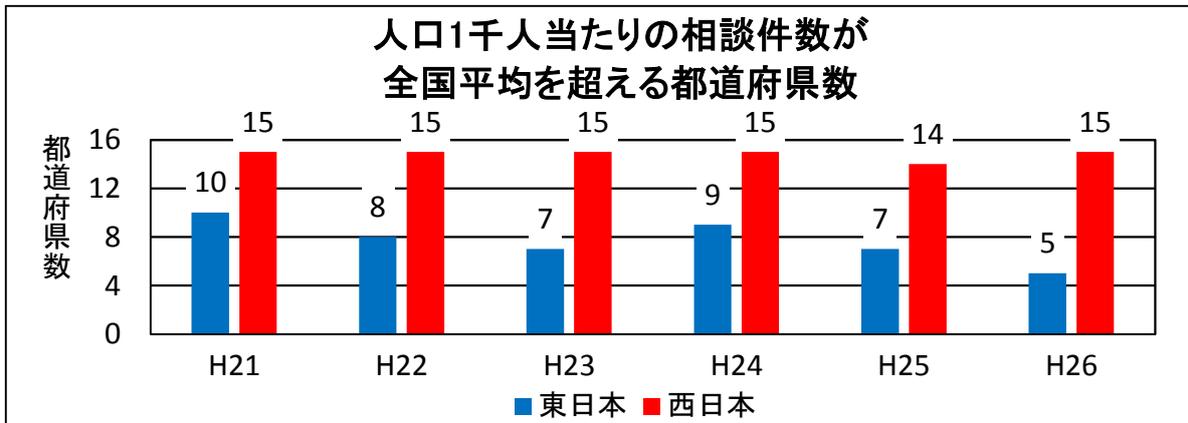
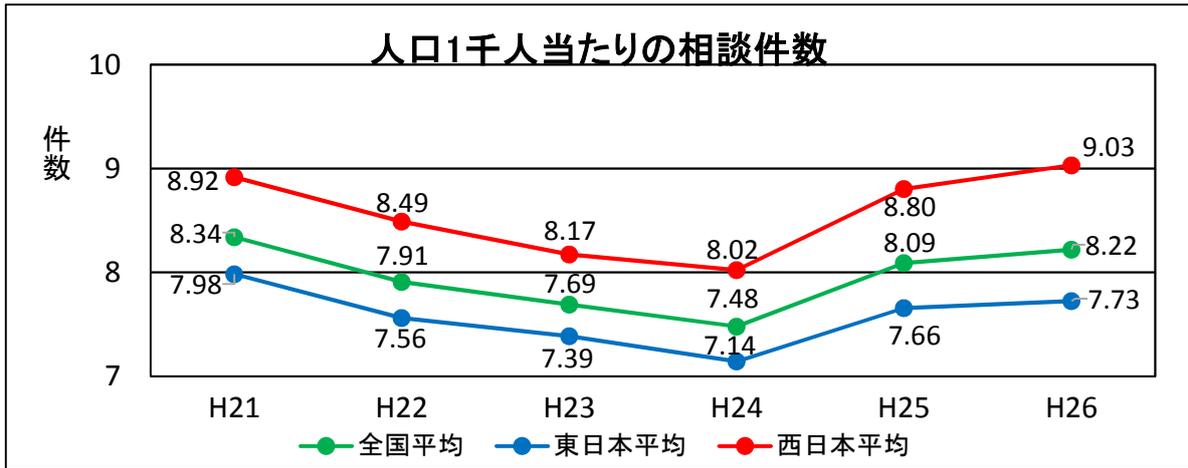
### ●【国民生活センターの相談員の確保】

- 相談員の確保については、現在約100名を雇用されていると伺っている。
- 移転により、相談業務に支障が生じないように、具体的な人数を提示していただき、県は「人材募集に協力」とともに、「資格保有者の育成確保やスキルアップを図る事業にも取り組み」、国民生活センターが求める人材をしっかりと確保して参りたい。
- 人材確保に際しては、「消費者大学校・大学院卒業生」や「くらしのサポーター」、「消費生活コーディネーター」、「消費者問題を学ぶ講座がある地元大学の大学生」等を人材の第一候補と考えている。
- さらに人員が必要となれば、関西広域連合や四国の構成府県の大学・学生等にも募集を働きかけて参りたい。

### ●【国民生活センターの消費者問題専門家の確保】

- ADR（裁判外紛争解決手続）における紛争解決委員をはじめ弁護士、学者等の消費者問題専門家の確保については、「本県はもとより、関西、四国からの弁護士、消費者問題を研究する教員等の人材発掘・活用が可能」と考えており、人材確保に努力して参りたい。
- なかでも、関西に住所を置く適格消費者団体が3団体存在しており、消費者問題を専門分野とする弁護士や学者が豊富であり、人材確保は十分に可能だと考えている。
- 委員等の移動時間・費用が増加する懸念については、「セキュリティ確保を前提としたテレビ会議システム等の活用」によるワークスタイルの構築に協力して参りたい。

(別図) 消費生活相談受付件数の状況等



(注) ①東日本は愛知・岐阜・福井以東の23都道府県、西日本は近畿地方以西の24府県  
 ②人口1千人当たりの相談受付件数等は「地方消費者行政の現況(消費者庁)」の  
 都道府県別受付件数等を人口で割り算して算出

**消費者庁・国民生活センター  
の見解に対する回答  
(補足資料)**

～「消費者庁・国民生活センター移転」の実現に向けて～

徳島は宣言する  
**VS 東京**

**徳 島 県**

# IT社会の構築(テレビ会議)による距離的障害の克服について

## 基本的視点



- 政府関係機関誘致(消費者庁等)に障害となっている距離的障害について対策が必要
- 既成概念を打破し、効率性を重視したIT社会の構築を推進し、**地方創生の実現を図る。**

## 誘致に向けた課題

### 緊急時の対応(危機管理)

- 緊急対策本部の開催
- 各府省庁と連携が必要
- 司令塔機能の発揮

### 国会対応や府省庁との対面業務

- 提出法案等質疑, 議員説明等
- 法制度の企画立案
- 消費者委員会との緊密な関係

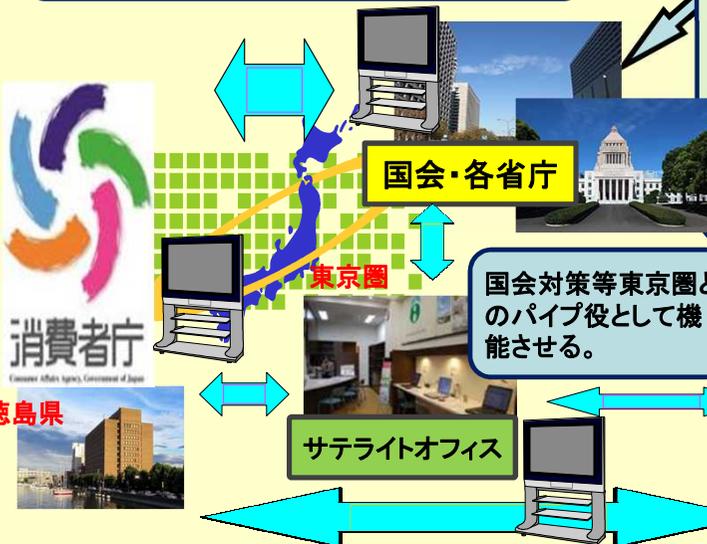
### 消費者団体や経済団体等との連携

- 消費者団体等との意見交換
- 記者クラブへの情報提供等
- 有識者等の東京圏集中

## 距離的障害に向けて

## IT社会の構築

### 先駆的テレビ会議システムの構築



- 各省庁等にテレビ会議システムの導入
  - ・国会や局単位での専用オフィス設置など
  - ・コスト的にも考慮した中で、距離的障害を克服する高度情報ネットワークを構築
- メリット
  - ・事務の効率化, ニーズに応じた会議開催が可能
  - ・各府省庁や地方との日常的な連携が可能
  - ・初期投資により, 中長期的にもコスト軽減が可能

### 東京圏



消費者団体・経済団体等

- 消費者団体等との連携
  - S.O.を最大限活用
  - ・S.O.のテレビ会議を活用した関係者との各種協議や会議等の開催
  - ・報道対応もS.O.で対応

## テレビ会議の課題

- セキュリティー面
  - 暗号化
  - IP-VPNなど
  - 専用回線化
- ・機密性に応じ対応
- 各府省庁の理解
  - IT社会構築には共通の課題
  - 地方創生には協力が必要

## 消費者委員会

消費者庁と合わせて  
**県庁へ誘致**

## 協議の場の設置

移転する場合に必要な条件整備等、具体的課題を相互がタイムリーに協議

# 徳島県への移転による成果の確保等について

## 基本的視点



- 全国に先駆けた消費者行政等，課題解決先進県・徳島の実証フィールドの活用が可能
- 国と地方が密接に連携し，日本型消費者市民社会の形成が可能

## 誘致に向けた課題

### 徳島県での成果の確保・向上

- 都市部の諸問題への対応
- 国と地方の一層の連携強化
- 都市部の情報収集が困難

### 行政運営の効率の確保

- コミュニケーション能力の低下
- 有識者等人材の確保対策
- 府省庁間・地方との連携

### 徳島県への波及効果など

- 具体的な事業に対する効果
- 具体的な地域の活性効果
- 組織運営に対するコスト増

## 徳島県移転に向けての処方箋

### 先進的な取組との連携

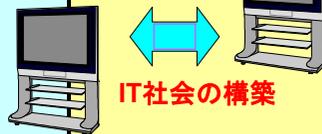
- 本県では全国モデルとなる各種施策を展開
  - ・「消費者大学校・大学院」設置
  - ・「くらしのサポーター」制度
  - ・全国初「食品表示の適正化等に関する条例」の制定など
- 徳島を実証フィールドとして活用が可能



消費者大学校入学式

### 発想転換と地方の人材活用

- 司令塔機能を維持するためには，大胆な発想転換と相互協力を
- 関西四国圏の豊富な人材を活用
- IT社会の推進により，国・地方・民間団体等の連携が強化



IT社会の構築



地方の人材活用

### なぜ徳島か・コスト増には

- 消費者庁等の移転が起爆剤となり，企業誘致の増加が期待
- 先進的な取組と全国唯一の誘致提案県
- 恵まれた環境と優れた立地環境
- 一定のコスト増は，地方創生の効果で相殺



鳴門の渦潮



関西エリア

四国と近畿の結節点